

シーガイア基金

「県民の半数以上反対」

監査請求 意見陳述 抛出不当性を訴え

「シーガイア支援基金の住民監査請求をすすめる会」が、県監査委員に対して住民監査請求していた意見陳述は十四日、県庁で行われた。同会は基金管理先



公金支出の不当性を述べる後藤代表（正面前列）
＝14日午後、県庁

の官崎コンベンション・ビルに支出した六十億円を返還せよ、松形知事に勧告するよう求めており、八人の請求人が意見陳述。「フェニックスリゾートに

公益性はなく、公金支出は違法」「県民の半数以上が反対している」「教育、医療など他分野に税金の使い道があるならと訴えた。意見陳述には大石剛一郎、香月恭夫、由利英治（県議会議員）、坂口博美（同）の四監査委員全員が出席し、同会のメンバー四十人も同席した。意見を参考に監査委員は来月十八日までに監査結果を出す。陳述の前に、同会代表の後藤好成弁護士が「地方自治法に定めた住民の権利を多くの人が行使したのは画期的なこと。県民の立場で厳正な監査を要望したい」とあいさつ。大石監査委員も「監査の参考意見として意見をうかがいたい」と話した。後藤代表はシーガイアに「公益性がない根拠、累積赤字が増大する経営、県債残高が膨らむ県が一企業に公金を拠出する不当性など十三項目の論旨を展開。『将来、倒産の可能性の高い企業に無償で公金を投入してどんな公益性があるのか。自治省の指針にも反し、他の観光業者とも不公平な施策だ』と述べた。ほかの請求人も「なぜ県民世論が反映されないのか」「固定資産税や県の融資を滞納している企業に、資金供与するのは企業ミラブルを希冀させる」「福祉、教育、医療など県民が困窮している実態に行政は支援すべきだなどと強調した。同会は先月十八日、二千三十八人が署名して監査請求。このうち、県外在住者、未成年を除く千九百六十一人が請求人として正式に受理された。

読売 000315

シーガイア基金 違法不当と主張

住民監査請求意見陳述

松形知事が「シーガイア支援基金」に六十億円を拠出したのは違法として、市民グループが県監査委員に、拠出金返還を知事に勧告するよう求めている住民監査請求で、十四日、請求者の代表八人による意見陳述が行われた。

請求しているのは「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会（代表・後藤好成弁護士）。趣旨に賛同した千四十一人（うち七十一人が取り下げ）が先月末、連名で請求し、県監査委員は千九百六十一



意見陳述する住民監査の請求者

人分を受理した。陳述で、後藤弁護士は、「シーガイアが営利目的の私企業で、実質破たんしているのに県が税金を投入したことは違法・不当と主張。『経営改善のためにどのような理由でどのくらい支援が必要なのか、使い方も明らかにすべき問題だ』とした。小林市の飲食店経営者（66）は「六十億円は私の店の売り上げの六十年分。働く人のために使ってほしい」、宮崎市の団体役員（女性48）は「子供を育てている家庭は家計が苦しいが、税金はきちんと納めている。なのに税金を九億円も滞納している会社になぜ補助するのか、納得できない」と訴えた。監査委員はこれらの意見を踏まえて監査を行い、四月十八日までに監査結果をまとめる、通知する。

「フ社への補助は捨て金」

住民監査請求 8人が意見陳述

シーガイアを経営する第三セクター・フェニックスリゾート社の支援を主目的に県の提唱で創設された「国際コンベンション・リゾートみまき振興基金」に県が60億円を支出したことに對し、全額を県に戻すよう松形祐壽知事に求め、県監査委員に住民監査請求した県民のうち8人が14日、県庁で意見陳述し、県の対応を批判した。

【奥田 伸一】

8人は市民グループ「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会「代表の後藤好成弁護士」、主婦、商店主だ。

見込みはなく、基金からの補助は「捨て金だ」と述べた。また小林市真方、飲食店経営、栗原哲夫さん(66)は「(店を訪れた)どの観光客に聞いても『シーガイアには行ってない』と言った。私は恩恵を感じたことはない。▽都城市関之尾町、主

婦入江秀子さん(57)は近所でシーガイアが県民の役に立っているとの声は聞いたことがない」と述べた。県が主張する観光客の集客効果などシーガイアの「公益性」に反論した。

陳述ではまず後藤弁護士が「フ社は昨年3月期で11億5千万円の累積赤字を計上している。シーガイアは利用客の減少が続いている。フ社は主力銀行の第一勧業銀行から融資の一部を停止されている」ところなどを挙げ「フ社に経営改善の

毎日 000315

朝日 000315

「県の支出は捨て金」

住民監査請求 意見陳述 市民ら違法性主張

宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を支援する基金に、県が税金六十億円を拠出したのは違法として、市民グループが拠出金の返還を求めた住民監査請求の意見陳述が十四日、県庁で開かれた。代表の後藤好成弁護士ら八人が「シーガイアは観光娯楽施設に過ぎず、公金支出は公益性がない」と述べた。



意見陳述する後藤弁護士(左から2人目) 県庁で

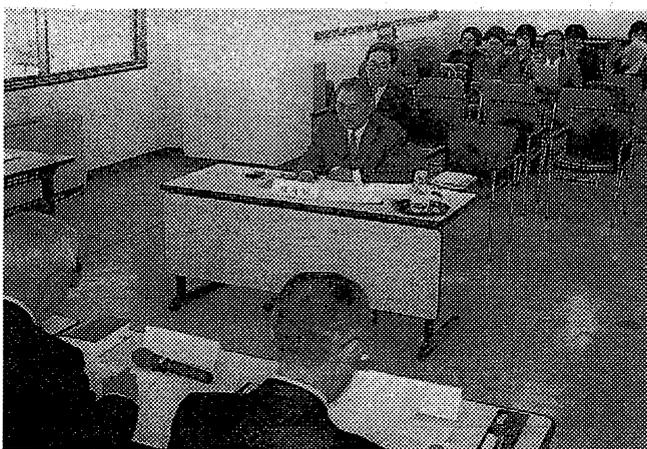
後藤弁護士は、シーガイアは営業を続けるほど累積赤字が増える経営破たん状態にあり、捨て金になると指摘したうえで、「公金投入は『県の責任は出資の範囲内』とした県知事の公約に違反する。観光産業の振興をうたいながら、六十億円のうち五十八億円をシーガイアに支出するのは不公平だ」と主張した。

また、児玉武夫さん(60)は「県がシーガイアに投入した費用に對し、県民がどれだけ利益を得たかという『費用対便益』を検証すべきだ」と訴えた。

事務局の木佐貫文代さん(60)は県民から寄せられた

声を紹介した。「サミットまでの食いっなきに過ぎない」「存続させても人が来るとは限らない」

県監査委員は、請求があった日の翌日から六十日以内、四月十八日までに結論を出す。



県監査委員（手前）に意見陳述する久島さん（中央）、その後方は佐藤党県委員長＝17日、宮崎県庁

宮崎シーガイア公金支出問題

リゾート法に逸脱

共産党の元2県議 反対した経過説明

県監査委で意見陳述

元日本共産党県議が、第三セクターの巨大リゾート施設「シーガイア」擁するフェニックス・リゾート社(宮崎市)を支援するための「基金」構想への県の六十億円税金投入は不当として、松形祐典県知事に、全額を戻すよう求めて住民監査請求をしていた問題で十七日、県監査委員に意見陳述しました。

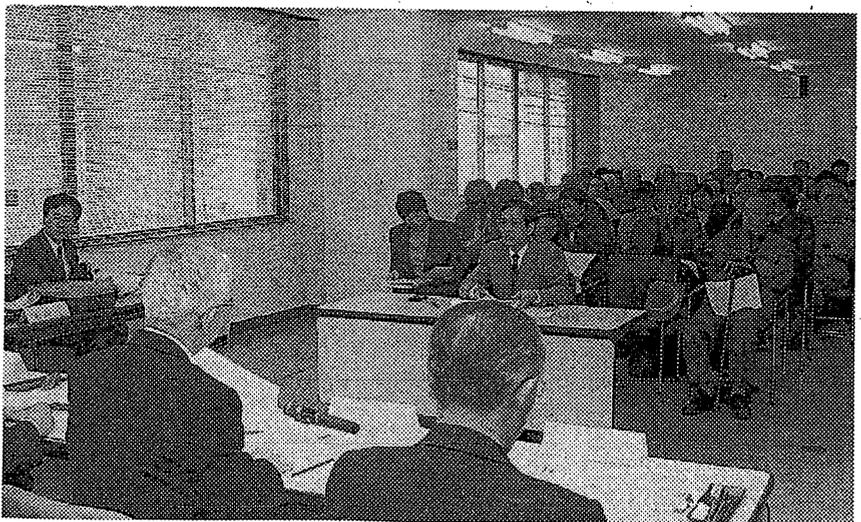
かしながら、低料金の長期滞在型という本来のリゾートのあり方を主張したことをのべました。今回、松形知事が公約を破って、六十億円の県費投入を決めたことは、「次々に県民にシーガイアの赤字の負担を負わせることにつながる」ときびしく指摘しました。

宮崎県のシーガイア支援

県費60億円返還させて すすめる会が県監査委員に意見陳述

宮崎市の第三セクター・フェニックスリゾート社シーガイアへの支援を主な目的とする

「基金」に、宮崎県が県費六十億円を投入した問題で、シーガイア支援基金の住民監査請求をすすめる会(すすめる会)は、支出した六十億円全額を返還するよう求め、二月、二十三十八人の住民監査請求を提出しました。



県監査委員に対して意見陳述をする後藤弁護士らシーガイア住民監査請求の代表者＝14日、宮崎県庁

出する余裕はないことや県知事は県議会で「シーガイアへの税金投入はありえない」と繰り返し答弁してきたが、これは明らかに公約違反であることなどを指摘しました。

また「六十億円もの税金があれば暮らしや福祉、教育の充実を」「シーガイア建設のために松林を伐採し、大雨で近隣住宅が冠水した」などの意見もありました。